

# 青梅市立総合病院新病院建設計画支援およびコンストラクション・マネジメント業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱

## 1 設置

青梅市立総合病院新病院建設計画支援およびコンストラクション・マネジメント業務を行うに当たって、その支援および業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市立総合病院新病院建設計画支援およびコンストラクション・マネジメント業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## 2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施方法をまとめた実施要領の決定に関すること。
- (2) 技術提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

## 3 組織

委員会は、次に掲げる委員9人をもって組織する。

- (1) 委員長 院長
- (2) 委員 副院長、看護局長、薬剤部長、事務局長、総務部長および外部有識者

## 4 委員長

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

## 5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

## 6 意見の聴取等

委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

## 7 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市病院事業管理者（以下「管理者」という。）に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、経営企画課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日等

この要綱は、平成29年3月1日から実施し、第7項の規定にもとづき選定した結果を管理者に報告した日の翌日をもって廃止する。